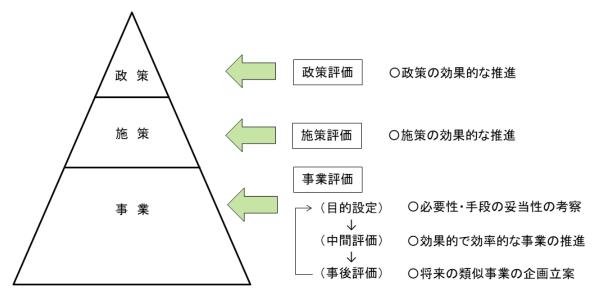
令和7年度 教育委員会及び公安委員会・警察本部長が行う 政策等の評価に関する実施計画等について

I 令和7年度の評価実施計画の概要について

【教育委員会】 ※知事部局と同様

- 1 政策評価・施策評価・事業評価について
 - (1) 教育委員会における評価の体系について



・「令和7年度教育委員会が行う政策等の評価」の対象は、1政策、5施策、27事業 (中間評価:26事業、事後評価:1事業※令和7年7月31日時点)となっている。

(2) 事業(中間・事後)評価について

- ① 評価は、継続中の事業については、「必要性」、「有効性」及び「効率性」、終了した事業については「有効性」及び「効率性」の観点から実施する。
 - ○「必要性」: 現状の課題に照らした妥当性
 - ○「有効性」:事業目標の達成状況
 - ○「効率性」:限られた予算で効果を発揮するための取組状況
- ② 総合評価は、①の評価結果を踏まえ、「A」、「B」、「C」の3段階で判定する。

(3) 施策評価について

施策には次の2種類の指標が設定されている。

- ・成果指標…各年度の目標値を設定し、その達成を目指す指標(施策の直接的な効果等を定量的かつタイムリーに把握することができるもの)。
- ・経過検証指標…目標値は設定しないものの、推移や傾向をしっかりと把握し、検 証していく指標(景気やその他の外的要因に大きく影響される指標など、成果指標には適さないが、施策の効果等に関する多角的な検証や取組の改善等に資するもの)。

【参考】目標値設定の考え方

・新型コロナウイルス感染症の影響がない(又は小さい)指標 直近の実績値やすう勢を踏まえ、一層努力することで到達できる「努力型」で 設定。

- ・新型コロナウイルス感染症の影響が大きい指標 令和4年10月1日に行動制限が完全に解除されるものと仮定した上で、コロナ禍のすう勢を考慮して目標値を設定。
- ① 定量的評価は、施策の成果指標の達成状況から判定する。

【成果指標の達成率の判定基準】

評 価 結 果	判 定 基 準
4点	達成率が 100%以上
3 点	達成率が 90%以上 100%未満
2点	達成率が 80%以上 90%未満
1点	達成率が 70%以上 80%未満
0 点	達成率が 70%未満
n	実績値が未判明

【定量的評価の判定基準】

評 価 結 果	判 定 基 準
a 相当	判定結果の平均点が 3.6 点以上
b相当	判定結果の平均点が 3.2 点以上 3.6 点未満
c 相当	判定結果の平均点が 2.8 点以上 3.2 点未満
d相当	判定結果の平均点が 2.4 点以上 2.8 点未満
e相当	判定結果の平均点が 2.4 点未満

- ② 定性的評価は、経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等から、考慮すべき場合に判定する。
- ③ 総合評価は、原則として定量的評価(成果指標の達成状況)により決定する。ただし、考慮すべき定性的評価の要因(経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等)がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から「a」、「b」、「c」、「d」、「e」の5段階で判定する。

(4) 政策評価について

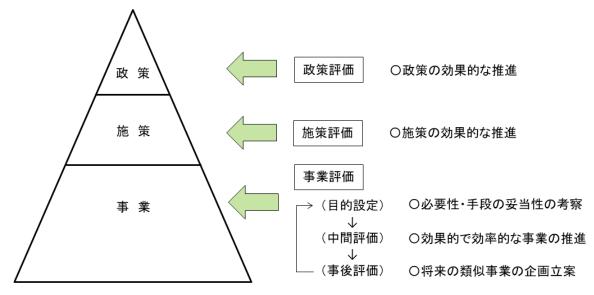
① 定量的評価は、体系下にある各施策の評価結果の平均点から判定する。

施策評価結果の配点	〔 a:4点、b:3点、c:2点、d:1点、e:0点
A相当	平均点が4点
B相当	平均点が3点以上4点未満
C相当	平均点が2点以上3点未満
D相当	平均点が1点以上2点未満
E相当	平均点が1点未満

- ② 定性的評価は、政策を取り巻く社会経済状況等の要因から、考慮する必要がある場合に判定する。
- ③ 総合評価は、原則として定量的評価により決定する。ただし、定性的評価を考慮する必要がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階で判定する。

【公安委員会・警察本部長】 ※知事部局と同様

- 1 政策評価・施策評価・事業評価について
 - (1) 公安委員会・警察本部長における評価の体系について



・「令和7年度公安委員会・警察本部長が行う政策等の評価」の対象は、1政策、2 施策、9事業(中間評価:9事業 ※令和7年7月31日時点)となっている。

(2) 事業 (中間) 評価について

- ① 評価は、継続中の事業については、「必要性」、「有効性」及び「効率性」、終了した事業については「有効性」及び「効率性」の観点から実施する。
 - ○「必要性」: 現状の課題に照らした妥当性
 - ○「有効性」: 事業目標の達成状況
 - ○「効率性」:限られた予算で効果を発揮するための取組状況
- ② 総合評価は、①の評価結果を踏まえ、「A」、「B」、「C」の3段階で判定する。

(3) 施策評価について

施策には次の2種類の指標が設定されている。

- ・成果指標…各年度の目標値を設定し、その達成を目指す指標(施策の直接的な効果等を定量的かつタイムリーに把握することができるもの)。
- ・経過検証指標…目標値は設定しないものの、推移や傾向をしっかりと把握し、検 証していく指標(景気やその他の外的要因に大きく影響される指標など、成果指標には適さないが、施策の効果等に関する多角的な検証や取組の改善等に資するもの)。

① 定量的評価は、施策の成果指標の達成状況から判定する。

【成果指標の達成率の判定基準】

評 価 結 果	判定基準
4 点	達成率が 100%以上
3 点	達成率が 90%以上 100%未満
2 点	達成率が 80%以上 90%未満
1 点	達成率が 70%以上 80%未満
0 点	達成率が 70%未満
n	実績値が未判明

【定量的評価の判定基準】

評 価 結 果	判 定 基 準
a 相当	判定結果の平均点が 3.6 点以上
b相当	判定結果の平均点が 3.2 点以上 3.6 点未満
c 相当	判定結果の平均点が 2.8 点以上 3.2 点未満
d 相当	判定結果の平均点が 2.4 点以上 2.8 点未満
e 相当	判定結果の平均点が 2.4 点未満

- ② 定性的評価は、経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等から、考慮すべき場合に判定する。
- ③ 総合評価は、原則として定量的評価(成果指標の達成状況)により決定する。ただし、考慮すべき定性的評価の要因(経過検証指標の状況や施策の成果、外的要因等)がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から「a」、「b」、「c」、「d」、「e」の5段階で判定する。

(1) 政策評価について

① 定量的評価は、体系下にある各施策の評価結果の平均点から判定する。

施策評価結果の配点	〔 a:4点、b:3点、c:2点、d:1点、e:0点
A相当	平均点が4点
B相当	平均点が3点以上4点未満
C相当	平均点が2点以上3点未満
D相当	平均点が1点以上2点未満
E相当	平均点が1点未満

- ② 定性的評価は、政策を取り巻く社会経済状況等の要因から、考慮する必要がある場合に判定する。
- ③ 総合評価は、原則として定量的評価により決定する。ただし、定性的評価を考慮する必要がある場合には、その内容を明らかにした上で、総合的な観点から「A」、「B」、「C」、「D」、「E」の5段階で判定する。

Ⅱ 令和7年度の政策等評価の審議について

1 政策評価委員会の所掌事務等について

○秋田県政策等の評価に関する条例

(委員会の設置及び所掌事務)

- 第十条 第四条第三項の規定により、知事の諮問に応じ基本方針に関して調査審議させるため、秋田県政策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、前項の規定による調査審議をするほか、<u>実施機関の諮問に応じ政策等の</u> 評価に関する事項を調査審議する。

○秋田県政策等の評価に関する基本方針

- 第11 秋田県政策評価委員会への諮問に関する基本的な事項
- 1 秋田県政策評価委員会の所掌事務 条例第10条第2項に規定する政策等の評価に関する事項とは、<u>実施機関が行った</u> 評価結果の妥当性の点検及び評価制度に関する事項をいうものとする。

2 評価結果の妥当性の点検について

- (1) 政策評価について
 - ① 総合評価について
 - ○定量的評価と定性的評価による総合的な評価が適正な評価となっているか。
 - ○総合評価の結果と理由に乖離がなく、適正か。

(2) 施策評価について

- ① 総合評価について
 - ○定量的評価と定性的評価による総合的な評価が適正な評価となっているか。
 - ○総合評価の結果と理由に乖離がなく、適正か。
- ② 成果指標、経過検証指標に係る評価、分析について
 - ○成果指標の達成状況について、実績値がタイムリーに把握され、達成率に基づく 定量的評価が適切に行われているか。
 - ○経過検証指標の達成状況について、指標のすう勢や順位等を可能な限り整理し、 分析が適切に行われているか。
- ③ その他
 - ○記載内容や数値に矛盾点等がないか。

(3) 事業(中間・事後)評価について

- ① 必要性の観点について(中間評価のみ) 現状の課題に照らした妥当性が明確かつ適切なものか。
- ② 有効性の観点について 事業目標の達成状況の判定が適切か。
- ③ 効率性の観点について 限られた予算で効果を発揮するための取組状況が適切なものか。
- ④ その他 記載内容や数値に矛盾点等がないか。

Ⅲ 政策評価委員会における審議対象の選定について

1 選定の視点について

- (1) 県政を推進する上で重要な施策・事業であるもの
- (2) 評価の観点から注目すべきもの
- ※上記に該当するもののうち、極力近年調査審議対象とされていなかったもの

上記の視点に基づき、一連の政策、施策、事業(中間)を審議対象とする。

2 対象の選定について

1の選定の視点により、次の3組を選定

【教育委員会】

○政策 戦略6 教育・人づくり戦略

施策 目指す姿2 確かな学力の育成

事業 学校・家庭・地域連携総合推進事業

施策 目指す姿4 豊かな心と健やかな体の育成

事業 高校生学校生活支援事業

【公安委員会·警察本部長】

○政策 安全で安心な秋田の実現

施策 県民を犯罪等から守るための取組

事業 特殊詐欺等被害防止事業